

延滞金について

介護保険料は定められた納期限までに自主的に納めていただくものです。納期限後に納付される方は、納期限後の日数に応じて、本来の額に加えて延滞金を納付していただくことになります。

延滞金の計算方法は次のとおりです。

① 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで	※1	※2	※3	納付すべき保険料の額 × 延滞金の割合 × 延滞日数 ÷ 365日 = 延滞金①
② 納期限の翌日から1ヶ月を経過した後				納付すべき保険料の額 × 延滞金の割合 × 延滞日数 ÷ 365日 = 延滞金②

延滞金①と延滞金②を合算し、100円未満の端数は切捨てます。
合算後の額が1,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。

※1 1,000円未満の端数は切り捨てて計算します。

※2 地方税法第56条では最初の1ヶ月を7.3%、それ以降を14.6%で計算することになっていますが、現在は特例が適用されているため、特例の割合で計算します。

※3 閏年でも365日で計算します。

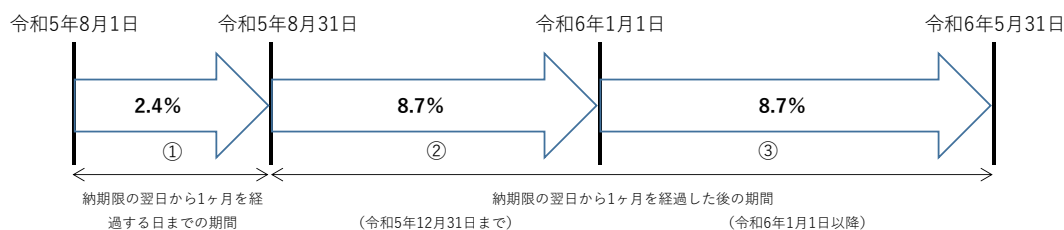
延滞金の割合

期間	納期限の翌日から1ヶ月以内		納期限の翌日から1ヶ月経過後	
	本則	特例の割合	本則	特例の割合
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	年7.3%	年4.3%	年14.6%	特例なし
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで		年2.9%		年9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで		年2.8%		年9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで		年2.7%		年9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで		年2.6%		年8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで		年2.5%		年8.8%
令和4年1月1日から令和6年12月31日まで		年2.4%		年8.7%

※ 本則と特例の割合を比較し、低い割合を適用します。

延滞金の計算例

納期限が令和5年7月31日の介護保険料15,000円を令和6年5月31日に納付した場合の延滞金



① 令和5年8月1日～令和5年8月31日
15,000円 × 2.4% × 31日 ÷ 365日 ≒ 30円

② 令和5年9月1日～令和5年12月31日
15,000円 × 8.7% × 122日 ÷ 365日 ≒ 436円

③ 令和6年1月1日～令和6年5月31日
15,000円 × 8.7% × 151日 ÷ 365日 ≒ 539円

① + ② + ③ = 1,005円

100円未満の端数は切り捨てるため、延滞金は1,000円となります。